

不当条項規制(9条)(1)

宮下 修一 Miyashita Shuichi 中央大学法科大学院教授

博士(法学)。専門は民法・消費者法。消費者庁「消費者契約法の運用状況に関する検討会」委員等を歴任。



消費者が支払う損害賠償の額を 予定する条項等の無効

消費者が自らの都合で契約を解除したりする場合に、事業者から一定の金額の違約金等を請求されることがあります。もちろん、事業者も契約を締結するに当たって契約関係が維持されることを前提として一定の利益を見込んだうえで一定のコストをかけているでしょうから、消費者側の都合で解除等がなされた場合には、前述のコストに見合う一定の補償を認める必要性がある場合も多いでしょう。とはいえ、事業者が、本来の補償に必要な部分を超えて違約金等を徴収しようとするのがしばしばみられます。こうしたことは、事業者が消費者との格差の存在を利用して、必要以上の損害賠償を消費者に半ば強要することであるともいえます。

そこで、消費者契約法(以下、法)9条は、消費者が支払う損害賠償の額を予定する条項が不当条項として無効となる場合について定めています。同条は、(1)消費者契約の解除に伴う損害賠償額の予定・違約金の合算額が「当該事業者が生ずべき平均的な損害の額」を超える場合に、その超える部分について無効とする旨を定めた1号と、(2)遅延損害賠償額の予定・違約金の合算額が14.6%を超える場合には、その超える部分について無効とする旨を定めた2号の2つの条文に分かれます。以下、順次検討することにしましょう。

法9条1号の要件

まず、法9条1号は、次の3つの要件を満たす場合に適用されます。すなわち、①消費者契約であること、②その契約の解除に伴う損害賠償額の予定または違約金を定める条項であること、③その合算額が、解除の事由や時期等に応じて、同種の契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害額を超えることの3つです。このうち特に問題となるのは、③の「平均的な損害」とは何か、という点です。

具体例の検討 ——学納金返還請求訴訟

そうはいつても、「平均的な損害」という用語も含めて、法9条1号は元々分かりにくい条文です。そこでイメージを具体的に持つために、法9条1号をめぐる実際に争われた「学納金返還請求訴訟」に関する裁判例を検討することにしましょう。これは、実は法9条1号に関する論点を網羅したものといっても過言ではなく、同号の内容を理解するうえで打ってつけの教材ともいえます。そこで詳しく検討します。

「学納金」とは、入学時に各種の学校に納める入学金および授業料等(施設利用費等の諸経費を含む)、諸会費等(同窓会費等)を指します。特に大学については、入学する大学や学部によって異なりますが、通常は前述の合計金額が、数十万円から場合によっては1千万円前後に及ぶこともあります。現在もこれらの合算額は、入学金や授業料の免除等を受ける可能性が

ある場合等、特別な場合を除き、大学入試に合格した後、入学手続き時、すなわち実際に大学に入学するよりも前に支払われることになっているのが一般的です。

ただ、大学入試の場合には、第一希望の大学に合格できなかった場合に備えて、他の大学も受験することが、これまた一般的です。当然のことですが、複数の大学に合格したときは、その中で自らが進学したい大学への入学を選択して、他の大学については入学を辞退することになるでしょう。

もっとも、従前は、入学辞退を申し入れた大学から、既に支払った学納金が返還されることはほとんどありませんでした。なぜなら、多くの大学は、いったん支払った学納金について、仮にその後に入學しなかったのであればいかなる場合であっても返還しない旨の「不返還特約(条項)」を入学手続き時に付していたからです。少なくとも、筆者が大学受験をしたウン十年前は、そのことについて疑問を持つ人もあまりいなかったように思います。

ところがよくよく考えると、大学は、実際に学生が入学せず、入学後の教育等を提供する可能性がまったくないにもかかわらず、それらを提供することを前提とした学納金を全額受け取っていたわけです。そこで、法9条1号が立法された後しばらくして、そもそも「不返還特約」は損害賠償額の予定または違約金のために当たるのではないかと、そして、その合算額をすべて大学が取得するというのは、まさに「平均的な損害」の額を超える金額を大学に取得させるものではないかと、という声が強まり、各地で学納金の返還を求める訴訟が相次いで提起されることになりました。

在学契約の性質

各地で出された下級審レベルの判決では結論が分かれていましたが、そのような状況に終止符を打ったのが、2006(平成18)年に出された一連の最高裁判決です(最高裁平成18年11月27日判決・最高裁判所民事判例集60

巻9号3437ページ、裁判所ウェブサイト〔第1事件〕、同3597ページ、裁判所ウェブサイト〔第2事件〕/学納金に関連する同日付の最高裁判決は、他に3件公表されています)。

これらの判決では、まず、大学で教育を受けるための「在学契約」がどのような性質を持つ契約かということが問題となりました(以下では、第1事件に基づいて説明します)。この点について、最高裁は、「在学契約」は、有償双務契約(相互に経済的損失を負担し、対価関係を有する債務を負う契約)としての性質を有する私法上の無名契約(民法上に直接規定されていない契約)であるとしたうえで、入学手続き完了時に成立し、対価関係は4月1日以降に発生するとしました。そして、この契約については、学生はいつでも任意に将来に向かって契約を解除できますが(入学辞退の申し出が契約解除の意思表示に当たります)、大学が正当な理由もなく一方的に解除することは許されないものとされました。なお、最高裁は、在学契約は取引法の原理にはなじまない側面があるとしつつも、学生を消費者、大学(学校法人)を事業者とする消費者契約であるとしています。

入学金と授業料等の返還の要否

原告の学生たちは、入学金と授業料等の返還を求めましたが、結論からいうと、最高裁は入学金については認めず、授業料については認めました。同じ学納金のはずなのに、両者はどのように違うのでしょうか。

最高裁は、入学金については「学生が大学に入学し得る地位を取得する対価の性質を有する」ものであるとします。すなわち、入学金の納付により「大学に入学し得る地位」は取得するので、その後に入学金が解除されても大学側は返還する必要はないというわけです。

これに対して、授業料等や諸会費等は「一般に、教育役務の提供等、在学契約に基づく大学の学生に対する給付の対価としての性質を有するもの」であるとしています。そして、在学契約が入学日(通常は4月1日)より前に解除された

場合には、学生は学生としての身分を取得することも、大学から教育役務の提供を受けることもできないので、「特約」のない限り大学が取得する根拠はなく、また、入学日より後に解除された場合であっても、大学が給付を提供していない部分に対応する授業料等や諸会費等については、大学が当然にこれを取得し得るものではないとします。

そこで、前述の「特約」に対応する「不返還特約」の有効性が問題となります。最高裁は、この「不返還特約」につき、在学契約が解除された場合に学生に返還すべき金員を大学が取得することを定めた合意であり、「在学契約の解除に伴う損害賠償額の予定又は違約金の定め

在学契約における「平均的な損害」その1 ——3月31日までの入学辞退者

ここで、最高裁は、法9条1項にいう「平均的な損害」の有無に着目します。まず、この点については、在学契約解除にともなう「平均的な損害」とは「一人の学生と大学との在学契約が解除されることによって当該大学に一般的、客観的に生ずると認められる損害」であるとして、事実上の推定が働く余地はあるが、基本的には学生側に主張立証責任があるとします。そのうえで、大学側が、学生の入学辞退を想定して、合格者数を決定し、また、複数回の試験を実施するなどの対応をしていることを踏まえ、「解除が当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものであれば、原則として、その解除によって当該大学に損害が生じたということとはできない」（以下を含めて、下線は筆者が付記）とします（なお、費用については、入学金で賄うことができると指摘しています）。そのうえで、「当該大学が合格者を決定するに当たって織り込み済みのものと解される在学契約の解除、すなわち、学生が当該大学に入学する（学生として当該大学の教育を受ける）こと

が客観的にも高い蓋然性をもって予測される時点よりも前の時期における解除については、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しないものというべきであり、学生の納付した授業料等及び諸会費等は、原則として、その全額が当該大学に生ずべき平均的な損害を超えるものといわなければならない」と判示しました。したがって、入学日である4月1日より前（3月31日以前）に入学辞退した学生との関係では、法9条1項によって平均的な損害を超える部分の不返還特約は無効となるので、大学は、受領済みの授業料等や諸会費等の全額を返還しなければなりません。

ただし、「合格した場合、本学部に入学することを確約できる者」であることを出願要件とした推薦入試については、「学生が在学契約を締結した時点で当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されるもの」であって、在学契約解除の時期が「代わりの入学者を通常容易に確保することができる時期を経過していないなどの特段の事情がない限り、……初年度に納付すべき授業料等及び諸会費等に相当する平均的な損害が生ずる」として、3月31日までに入学辞退した場合でも授業料等や諸会費等を返還する必要がないとしました。

在学契約における「平均的な損害」その2 ——4月1日以降の入学辞退者

また、入学日である4月1日以降に入学辞退をした学生については、次のように述べて返還をする必要はないと判示しました。「これに対し、学生による在学契約の解除が、上記時点以後のものであれば、そのような時期における在学契約の解除は、当該大学が入学者を決定するに当たって織り込み済みのものということとはできない」。そして、「4月1日には、学生が特定の大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測される」ので、「在学契約の解除の意思表示がその前日である3月31日までにされた場合には、原則として、大学に生ずべき平均的な損害は存しないものであって、不返還

特約はすべて無効となり、在学契約の解除の意思表示が同日よりも後にされた場合には、原則として、学生が納付した授業料等及び諸会費等は、それが初年度に納付すべき範囲内のものにとどまる限り、大学に生ずべき平均的な損害を超えず、不返還特約はすべて有効となる」。

さらに、第2事件で、最高裁は、一般入試の受験者で4月2日に入学辞退した者に対しては返還の必要はないとしました。これに対して、要項等に入学式の無届欠席（無断欠席）の場合には入学資格を失う旨の記載があった大学の受験者で4月2日に挙行された入学式を欠席した者については、次のように述べて返還の必要があると判示しました。この場合には、「入学式の日までに在学契約が解除されることや、入学式を無断で欠席することにより学生によって在学契約が黙示に解除されることがあることは、当該大学の予測の範囲内であり、入学式の日翌日に、学生が当該大学に入学することが客観的にも高い蓋然性をもって予測されることになるものというべきであるから、入学式の日までに学生が明示又は黙示に在学契約を解除しても、原則として、当該大学に生ずべき平均的な損害は存しない」からです（なお、要項に前述のような記載がある場合において、学生が入学式を無断で欠席するときは、特段の事情のない限り、黙示の在学契約解除の意思表示をしたものと解するとしています）。

以上のように、一連の最高裁判決は、法9条1号のあり方を考えていくうえで極めて興味深い示唆を与えてくれます。今回は、以上の判示内容を踏まえて、法9条1号の要件について詳細に検討することにします。

【前回の訂正と補足——法8条の改正について】

前回、2018年改正法で修正された法8条の内容について紹介しましたが、説明がやや不正確な部分がありました。

・40ページ 左段下から3行目

訂正前：②については、法8条1項5号と……

訂正後：②については、法8条1～5号と……

・40ページ 右段上から1～4行目

訂正前：……「事業者の責任……条項」の部分を「事業者の責任……責任の有無……

訂正後：……事業者の「責任……条項」の部分を事業者の「責任……責任の有無（限度）……

理由：40ページの左段から右段に掛けて、法8条1項1～5号については、それらの末尾の

「事業者の責任の全部（一部）を免除する条項」の部分が「事業者の責任の全部（一部）を免除し、又は当該事業者にその責任の有無を決定する権限を付与する条項」と改められたと述べました。1・3・5号では「全部」と規定されている部分が、2・4号では「一部」に変わるということを紙幅の関係もあって前記の

（カッコ）で示したのですが、実は、1・3・5号では「有無」と規定されている部分も2・4号では「限度」に変わることになります。ですから、本来は「有無」と書いてある部分は、「有無（限度）」と書くべきでした（なお、

「の位置もずれていました）。

・40ページの左段上から29行目および右段下から10行目

訂正前：2017年改正法

訂正後：2018年改正法

理由：民法ではなく消費者契約法の改正法を指します。2018年改正法が正しい表記となります。

以上のように、深くお詫びするとともに訂正させていただきます。

なお、2020年の改正民法施行後は、民法改正関係法律整備法98条に基づき、法8条1項5号が削除されるとともに同条2項が修正されます（第9回40ページを参照）。新しい同条2項に規定されることになっている「事業者の責任を免除する」という文言は、40ページの右段で紹介した法8条の2と同様に、「事業者の責任を免除し、又は当該事業者にその責任の有無若しくは限度を決定する権限を付与する」と修正されることになっています。この点については、説明不足でしたので補足いたします。